

「2020年度プロジェクト等評価支援業務」に係る公募要領

2020年2月20日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

評価部

「2020年度プロジェクト等評価支援業務」に係る公募について
(2019年2月20日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「2020年度プロジェクト等評価支援業務」の委託先を、一般に広く募集いたします。本業務について受託を希望される方は、以下の要領に従って提案して下さい。

1. 件名

「2020年度プロジェクト等評価支援業務」

2. 業務内容

(1) 業務の内容

本業務は、2020年度にNEDOで実施するプロジェクト等評価における分科会の運営に係る支援業務（分科会運営支援、現地調査会支援等）です。本業務の詳細な内容等につきましては、別紙「仕様書」を参照してください。

(2) 対象とするプロジェクト等

本業務で実施する分科会のプロジェクト等は以下の(A)から(D)までの4つの分類とします。対象とするプロジェクト等の詳細については、別紙「仕様書」の別表「2020年度評価対象一覧」を参照してください。

なお、同日に2つの分科会又は分科会と現地調査会が開催されることもあり得ます。

- | | |
|--------------|----------------------|
| (A) 新エネルギー | プロジェクト評価 10件 |
| (B) 材ナノ・ロボIT | プロジェクト評価 11件 |
| (C) 太陽光・環境 | プロジェクト評価 9件 |
| (D) 制度・事業 | 制度評価 6件、事業評価 1件の計 7件 |

(3) 委託期間

本業務の委託期間は、NEDOが指定する日から2021年3月19日までとします。本業務のスケジュール等につきましては、別紙「仕様書」を参照してください。

3. 応募要領

本業務への応募資格は、次のa. からd. までの全ての条件を満たすことができる、一社で受託を希望する法人（以下「提案者」という。）とします。

- a. 本業務の内容の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- b. 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

- c. NEDO が本業務を実施する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- d. 個人情報を提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、個人情報の取り扱いに関する社内規程等が整備されていること。

4. 提案書類の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

2020年3月17日(火) 12:00 必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービス (<https://www.nedo.go.jp/nedmail/index.html>) に、ご登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひご登録いただき、ご活用下さい。

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 評価部 塩入、北見
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 20階
※持参の場合は、16階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

(3) 提出方法

- a. 応募者は本要領に従い提案書類を作成し、「4. 提案書類の提出期限及び提出先」に基づいてご提出ください。なお、FAX 及び e-mail での提案書類の提出は受け付けられません。
- b. 提案は、「2. (2) 対象とするプロジェクト等」に示す4つの分類単位で行ってください。なお、同一の提案者が同時に複数の分類に提案することは可能です。
- c. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、ご参照ください。
 - ・公募要領(仕様書を含む)【PDF ファイル】
 - ・提案書類作成要領【PDF ファイル】
 - ・提案書類様式(ブランクフォーム)【Word ファイル】
 - ・評価支援業務に係る特別約款【PDF ファイル】
 - ・NEDOにおける研究評価・事業評価について【PDF ファイル】
 - ・契約に係る情報の公表について【PDF ファイル】
 - ・利害関係者の定義【PDF ファイル】
 - ・調査委託契約標準契約書
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2019_3yakkan_chousa.html
 - ・個別プロジェクト等に係る基本計画(一覧)
<https://www.nedo.go.jp/activities/introduction.html>

5. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。なお、公募説明会は、応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り参加してください。また、事前の参加登録は不要です。

※説明会の参加に際しましては、「公募要領」を印刷の上、ご持参ください。

(会場には用意がございません。)

<説明会の日時、会場>

日 時：2020年2月25日(火) 10:30～11:30

会 場：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 会議室B

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16F

※来構の場合は、16階「総合案内」にて、「2020年度プロジェクト等評価支援業務に係る公募説明会に参加する」旨を伝え受付を行い、受付の指示に従ってください。

6. 委託先の選定

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合がありますので、ご了解ください。また、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承願います。

- a. 支援業務の方法、内容等が優れていること。
- b. 支援業務の経済性が優れていること。
- c. 支援業務を行う体制が整っていること。
- d. 経営基盤が確立していること。
- e. 個人情報を提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、個人情報の取り扱いに関する社内規程等が整備されていること。
- f. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。)

7. 留意事項

(1) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(2) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応

募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(3) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添4のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしく願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(4) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記まで FAX 又は E-mail にてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 評価部 塩入、北見

F A X : 044-520-5162

電子メール：eval@ml.nedo.go.jp

以 上

仕様書

評価部

1. 件名

2020年度プロジェクト等評価支援業務

2. 目的

NEDOでは、プロジェクト評価、制度評価及び事業評価を、研究評価委員会の下に設置されるプロジェクト・制度・事業（以下、「プロジェクト等」とする。）ごとの評価分科会において行っている。

本業務は、2020年度に実施するプロジェクト評価、制度評価及び事業評価を、適切に運営するために実施するものである。

3. 業務内容

内容は以下の通りとする。なお、内容の詳細については、NEDOから指示するものとする。

(1) 分科会運営支援

NEDOの指示に基づき、以下の業務を実施すること。

① 分科会を行う会場の手配

- ・ プロジェクト評価においては、原則、東京近郊での会議室を使用する。オリンピック・パラリンピック開催時期は、その限りではない。
また、制度・事業評価においては、NEDOの会議室が使用できる場合、それを使用する。
- ・ 会場は、30～100人程度が収容でき、マイク、プロジェクター等のプレゼンテーション関連機材が使用できることとする。
- ・ 昼食会場かつ控室を、NEDOから要請があった場合、会場と同一建物内で手配する。
- ・ 同時に展示やデモンストレーションを行う場合、会場手配や宅配先の確認を行う。
- ・ 以下の機材等の手配を行う。
マイク、スクリーン、プロジェクター、発表者用PC、演台、PC操作機、ベル、レーザーポインタ（予備含む）、延長コード、ポストイット、タイマー、電源タップ（NEDO内会議室で開催する場合は、NEDOにある備え付けのものを使用）

② 分科会の準備

- ・ ページの抜けがないか、必要資料が整っているか等の確認作業を、分科会資料の印刷前に行う。（分科会開催の1週間程度前）
- ・ 分科会資料の印刷作業を行う。
印刷部数等は、基本的に分科会1回開催あたり、以下の表の仕様とする。ただし、印刷部数は、分科会ごとに評価部担当者との確認を行う。また、印刷枚数・部数について

は、分科会開催準備段階で決定することから、変動する。

	出席者リスト 座席表	事業原簿 (公開版)	プレゼン資料 (公開版)	その他資料
印刷枚数目安	2枚	両面75枚	両面25枚	両面15枚
分科会長・委員	カラー	カラー 1部/人	カラー	カラー
推進部署・実施者・評価事務局 (メインテーブル)	モノクロ	モノクロ 1部/3人	カラー	モノクロ
推進部署・実施者、評価事務局 (オブザーバー席)	—	モノクロ 1部/全体	モノクロ	モノクロ
評価支援事業者	モノクロ	モノクロ 1部	モノクロ	モノクロ
速記者	モノクロ	モノクロ 1部	カラー	モノクロ
オブザーバー (METI、NEDO 監事・理事、 NEDO センター等)	モノクロ	モノクロ 1部/3人	モノクロ	モノクロ
一般傍聴者	—	モノクロ 1部/全体	モノクロ	モノクロ

※「—」の部分は配布を行わない。また、部数の記載がない場合は、1部/人とする。

- ・ 分科会長・委員の人数分の非公開資料返送用封筒と着払い伝票の用意をする。
- ・ 出席者リストに基づき名札の作成をする。基本的にメインテーブルのみ名札で、メインテーブル以外は区域表示のみとする。
- ・ 分科会資料の封筒詰め作業をする。封筒については、NEDO が支給したものを使用する。

③ 分科会当日の運営支援

(4～5人程度(分科会の規模に応じて変動するため、都度、NEDO と協議する。))

- ・ 受付の配置及び復旧作業をする。
- ・ 受付係の配置、受付及び座席への誘導作業をする。
なお、事前登録のない一般傍聴者がいた場合には、NEDO に相談した上で、名刺を受取り、予備資料を渡す。また、報道関係者の場合は、別途採択後に渡す要領に従う。
休憩中なども含め受付に係りの方が不在とならないよう、必要に応じて複数名での対応とする。
出席者リストは、係の方が責任を持って管理する。
- ・ 机、椅子の手配、配置及び復旧作業を行う。

- ・ 関係者名札、会場案内等の作成、設置及び回収作業を行う。
- ・ 会場内の空調の温度調節をする。
- ・ 会場内の照明の調節をする。
- ・ マイクの配置、調整及び受け渡し作業を行う。
 - マイクの音量調整や発言者へのマイク渡しを行う。また、メインテーブル以外の方が発言される際には、発言の冒頭で名前と所属を言っていただくよう促す。
- ・ パソコンやプロジェクター等のプレゼンテーション関連機材の設置及び設定作業を行う。なお、パソコンは極力最新ソフト対応ができるものとする。
- ・ 発表者のプレゼンテーション動作確認・投影のサポートを行う。
- ・ 演台前及び分科会長前にテレビモニターを設置し、タイマー表示する。
 - タイマーは、カウントダウン及びカウントアップの両方ができるものを利用する。
 - また、原則として、説明予定時間前に予鈴 1 回、定刻に本鈴 2 回をならす。予鈴・本鈴の時刻は、ト書きに従う。
- ・ メインテーブル着席の事務局及び委員の人数分の電源タップを用意する。
- ・ 非公開プレゼンテーションが行われる場合、非公開プレゼンテーションの際の一般傍聴者の誘導作業及び公開時前の一般傍聴者の有無確認と誘導作業を行う。
 - 非公開セッション開始時に、一般傍聴者へ、再度ある公開セッション時に戻ってくるかを確認し、評価担当者へ伝えるとともに、一般傍聴者へ議事次第の時間から前後する可能性がある旨伝える。
- ・ 非公開プレゼンテーションが行われ、実施者の入替が必要な場合の非公開プレゼンテーションでの実施者入替の際、実施者の管理・誘導作業及び控室の配置を行う。
 - 非公開プレゼンテーションの実施者を控室に誘導し、プレゼンテーション時間ごとの前に、実施者を控室に呼びに行く。
- ・ 会議中の飲料の手配、配置及び回収作業を行う。
 - 会議開始前のメインテーブル着席者分の水及び NEDO から要請があった場合には休憩時にコーヒーを配置する。
- ・ 会議が昼食時間にかかり、かつ NEDO から要請があった場合、昼食の手配、配膳及び回収作業を行う。
 - 会議を行う会場での飲食が困難な場合は、別途会場を手配する。
 - なお、昼食会場かつ控室がどこにあるか分かるよう、立て看板等を設置する。
- ・ 分科会資料の配布作業を行う。非公開資料がある場合は、配布者及び配布部数を確認する。
- ・ 分科会が 2 日間に亘る場合、初日終了後に、委員・事務局側の非公開資料を適切に管理する。
- ・ 分科会終了後、会長の判断で打ち合わせを行うこととなった場合、評価委員を昼食会場兼控室に誘導する。
- ・ 分科会後の非公開資料（また、場合によっては公開資料）の委員及び評価事務局の評価担当者宛ての配送を行う。
 - 配送用の段ボールは事前に用意する。
 - なお、委員への非公開資料を配送する際には、送付状、非公開資料返送用封筒、着

払い伝票を同封。必要な場合は公開資料も同封する。

また、配送到着確認に使用するため、送付用・返信用の伝票番号を必ず控える。

④ 分科会の記録

- ・ 速記者を手配する。
- ・ 速記者の作成した速記録等に基づき、分科会での審議及びプロジェクト等の内容を十分に踏まえて、分科会の公開部分の議事録を、NEDO が指定する所定の様式に基づき作成し、会議の翌日から 5 営業日以内に提出する。
なお、分科会でのやりとり等から非公開情報であると判断される部分はその旨を注記する。
- ・ 速記者の作成した速記録を、会議の翌日から 10 営業日以内に提出する。提出は基本的に紙媒体で行う。
場合により既述の期間より早めに提出を依頼することもある。なお、速記録の内容については、確認不要。また、速記録の範囲については、採択後に配布する別紙を参照すること。
- ・ 欠席委員がいる場合、分科会公開部分を録画する。
当日、急遽欠席される委員もいるため、事前に欠席委員がいない場合も、録画の出来る準備をしておく。

⑤ 分科会終了後の対応

- ・ 出席者をチェックしたリストを会議の翌日（休日を除く）に評価部担当者宛てに送付する。
リストに記載の出欠状況が、追って作成する「議事録」の記載内容と相違ないように、予め確認する。
- ・ 欠席委員がいる場合、分科会公開部分を録画したものを DVD 形式で欠席委員宛てに送付する。
- ・ 郵送した非公開資料について、資料が宛先に到着したことを伝票番号から確認し、全体の到着が確認できた時点（原則分科会開催から 3 営業日以内）で評価部担当者へ連絡する。

(2) 現地調査会支援（プロジェクト評価のみ）

NEDO の指示に基づき、以下の業務を実施すること。

なお、現地調査会の開催はプロジェクト評価件数の 2/3 程度と想定する。ただし、現地調査会開催の有無は分科会開催準備の過程で決定されるため、開催頻度は変動する。

① 事前準備

- ・ 開催地への交通経路等の調査及び手配を行う。
- ・ NEDO の要請に応じた、現地の事前調査を行う。
- ・ 会議中の飲み物の手配方法、支払時期等の調整を実施者で行う。
- ・ NEDO から要請があった場合、昼食の手配方法、支払時期等の調整を実施者で行う。

なお、会議を行う会場での飲食が困難な場合は、別途会場を手配する。

② 現地調査会当日の運営管理（2名程度）

- ・ 関係者名札の設置及び回収作業を行う。
- ・ 委員の出欠確認を行う。
- ・ 出席委員の誘導を行う。（遅延者の対応も含む。）
- ・ 議事の取りまとめを行う。
- ・ 昼食の配膳及び回収作業を行う。

③ 現地調査会後

- ・ 議事要旨を会議の翌日（休日除く）に Email で送る。（NEDO が指定する所定の様式に基づき作成する。）

（3）コメント・評点のまとめ

分科会長・委員から提出された評価コメント及び評点を、NEDO が指定する所定の様式に基づき作成し、全委員の評価コメント及び評点が揃ってから 1 営業日以内に提出する。

（4）運営支援業務実績に基づく運営支援業務の改善案の提示

評価担当者と支援業務委託先との調整の実績に基づき、運営支援業務の改善案を提示する。

（5）その他

別途、必要に応じて NEDO から要請があった場合は、NEDO と協議の上、実施する。

4. 対象プロジェクト等

本業務で実施する分科会は以下の(A)から(D)までの4つの分類とします。対象とするプロジェクト等の詳細については、別紙「仕様書」の別表「2020年度評価対象一覧」を参照のこと。

- (A) 新エネルギー プロジェクト評価 10件
- (B) 材ナノ・ロボ IT プロジェクト評価 11件
- (C) 太陽光・環境 プロジェクト評価 9件
- (D) 制度・事業 制度評価 6件、事業評価 1件の 計 7件

5. 業務のスケジュール

本業務のスケジュールは、下表の通りとする。

2019年度				2020年度												
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		●公募		分科会準備												
				分科会												

※必要に応じ、第2回分科会を実施する。

6. 予算額

- (A) 新エネルギー 1,700万円 (プロジェクト評価 10件)
- (B) 材ナノ・ロボ IT 1,870万円 (プロジェクト評価 11件)
- (C) 太陽光・環境 1,530万円 (プロジェクト評価 9件)
- (D) 制度・事業 770万円 (制度評価 6件、事業評価 1件の 計 7件)

7. 業務に係る契約について

本業務は、NEDOが定めた「調査委託契約標準契約書」、「調査委託契約約款」及び、ほかに定める特別約款に準ずるものとする。

特に本業務を通じて知り得た情報に関しては守秘義務を負うこととする。

8. 委託期間

NEDOが指定する日から2021年3月19日まで

9. 成果報告書の提出

成果報告書及び要約書の電子ファイル一式をCD-R等の不揮発性媒体に記録し、1セットを所定の期日までに提出する。

以上

2020年度 評価対象一覧

	評価類型	評価種別	プロジェクト等名
A 新エネルギー	プロジェクト評価	中間	未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発
	プロジェクト評価	中間	省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術及び評価手法の開発
	プロジェクト評価	中間	先進・革新蓄電池材料評価技術開発（第2期）
	プロジェクト評価	事後	革新型蓄電池実用化促進基盤技術開発
	プロジェクト評価	中間	水素利用等先導研究開発事業
	プロジェクト評価	中間	超高压水素インフラ本格普及技術研究開発事業
	プロジェクト評価	中間	水素社会構築技術開発事業／Ⅱ 大規模水素エネルギー利用技術開発
	プロジェクト評価	事後	バイオマスエネルギー技術研究開発／⑤セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業
	プロジェクト評価	事後	バイオジェット燃料生産技術開発事業
	プロジェクト評価	事後	次世代洋上直流送電システム開発事業
B 材ナ・ロボIT	プロジェクト評価	事後	省エネ製品開発の加速化に向けた複合計測分析システム研究開発事業
	プロジェクト評価	事後	次世代構造部材創製・加工技術開発
	プロジェクト評価	中間	革新的新構造材料等研究開発
	プロジェクト評価	事後	非可食性植物由来化学品製造プロセス技術開発
	プロジェクト評価	事後	航空機用先進システム実用化プロジェクト ①～⑦
	プロジェクト評価	中間	次世代人工知能・ロボット中核技術開発
	プロジェクト評価	中間	次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発
	プロジェクト評価	中間	人工知能技術適用によるスマート社会の実現
	プロジェクト評価	中間	高効率・速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発 （旧：IoT推進のための横断技術開発プロジェクト）
	プロジェクト評価	中間	AIチップ開発加速のためのイノベーション推進事業 /②AIチップ開発を加速する共通基盤技術の開発
C 太陽光・環境	プロジェクト評価	事後	太陽光発電システム長期安定電源化基盤技術開発
	プロジェクト評価	事後	高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
	プロジェクト評価	中間	環境調和型プロセス技術開発／フェロコックス技術の開発
	プロジェクト評価	中間	環境調和型プロセス技術開発／①水素還元等プロセス技術の開発（フェーズⅡ－STEP1）
	プロジェクト評価	事後	超臨界地熱発電技術研究開発
	プロジェクト評価	中間	カーボンサイクル・次世代火力発電等技術開発／①石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業
	プロジェクト評価	事後	カーボンサイクル・次世代火力発電等技術開発／⑤CO2回収型次世代IGCC技術開発
	プロジェクト評価	中間	カーボンサイクル・次世代火力発電等技術開発／④次世代火力発電基盤技術開発(6)石炭火力の負荷変動対応技術開発
	プロジェクト評価	事後	カーボンサイクル・次世代火力発電等技術開発／④次世代火力発電基盤技術開発(7)CO2有効利用技術開発
	D 制度・事業	制度評価	事後
制度評価		中間	戦略的省エネルギー技術革新プログラム
制度評価		中間	NEDO先導研究プログラム
制度評価		中間	新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業（旧：ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業＆新エネルギーベンチャー技術革新事業）
制度評価		中間	民間主導による低炭素技術普及促進事業 （旧：二国間クレジット制度（JCM）に係る地球温暖化対策技術の普及等推進事業、旧：地球温暖化対策技術普及等推進事業）
制度評価		中間	水素社会構築技術開発事業／水素エネルギーシステム技術開発
事業評価		中間	風力発電等技術研究開発／①洋上風力発電等技術研究開発(ii)(vi)